

「栄典に関する有識者」について

（平成 4 年 1 月 7 日
内閣総理大臣決定）
改正 平成 12 年 12 月 28 日
同 14 年 2 月 4 日

1 趣 旨

栄典の授与に当たっては、広く国民の意見を反映させ、もって栄典制度が公正に運用されるよう努める必要がある。

このため、内閣総理大臣は、栄典制度に係る基本的事項について各界の有識者の意見を聴き、栄典行政にその意向を反映させるものとする。

2 栄典に関する有識者への依頼

- (1) 内閣総理大臣は、各界からおおむね 10 名の「栄典に関する有識者」（以下「有識者」という。）を依頼する。
- (2) 有識者への依頼の期間は、3 年間とする。

3 意見聴取

- (1) 内閣総理大臣は、原則として、毎年春と秋に有識者の意見を聴くものとする。
- (2) 前号のほか、内閣総理大臣は、必要に応じ有識者の意見を聴くものとする。

4 庶 務

有識者の意見聴取に係る庶務は、内閣府賞勲局において処理する。